

令和3年度新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊支援事業補助金交付要綱

(目的)

- 1 新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊支援事業補助金は、道内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医師・看護師等の医療従事者の身体的・精神的負担を軽減することで、医療提供体制の維持に資することを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(補助事業者)

- 2 この補助金の事業者は、次の医療機関の開設者とする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に対応する感染症指定医療機関
 - (2) 新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関
 - (3) 帰国者・接触者外来を開設する医療機関
 - (4) その他知事が認める医療機関

(補助事業)

- 3 この補助金の補助事業は、上記2の医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院させるに当たって、患者対応に伴い次に掲げる場合などに医療従事者が宿泊施設に宿泊若しくは休息する事業とする。

なお、医療従事者の宿泊施設は、医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設とする。

- (1) 医療従事者が新型コロナウイルス感染症の患者対応のため業務が深夜に及んだ場合
- (2) 医療従事者が基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等

(補助対象経費)

- 4 この補助金の対象経費は、別表の対象経費欄に掲げる経費とし、令和3年4月1日から実施の事業を対象とする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 宿泊若しくは休息後、速やかに勤務することが困難な地域での宿泊等に要する経費
- (2) 医療機関があらかじめ契約等により指定した以外の宿泊施設での宿泊等に要する経費

(補助金交付額の算定)

- 5 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。
- (2) 上記(1)により選定された額と総事業費から寄附金その他収入を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

- 6 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。))に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

なお、月ごとに分割して申請することも可能とする。

- (1) 事業実績書(保福第1の2号様式)
- (2) 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- (3) 事業精算書(保福第1の31号様式)
- (4) 支払領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し
- (5) その他別に指示する書類

(補助の条件)

- 7 この補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。
 - (1) 交付規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別記第1号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を道に返還しなければならない。

- (3) 補助事業者が地方公共団体の場合は、補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第2号様式による調査書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、当該調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後の5年間保管しておかななければならない。

- (4) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (6) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (7) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるため、これに協力しなければならない。

(補助金の交付)

- 8 補助金は、交付規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>宿泊等経費（1部屋当たり） 1日 13,100円</p>	<p>医療従事者が新型コロナウイルス感染症の患者対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設に宿泊若しくは休息するために必要な次に掲げる経費</p> <p>（1）宿泊等経費（食事代を除く。）</p> <p>（2）宿泊に伴う駐車料金</p>	<p>10分の10以内</p>